

Title	藤原定家が記した冊子本の外題の位置について
Sub Title	A study on the position of the title on the cover page written by Fujiwara no Teika (Sadaie)
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2019
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.54 (2019.) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	佐藤道生前文庫長退職記念
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20190000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤原定家が記した冊子本の外題の位置について

佐々木 孝浩

はじめに

「歌書は左肩、物語は中央」とは、鎌倉時代の入木道書に見える、冊子本外題位置の故実である。その実態と理由について、かつて拙稿「冊子本の外題位置をめぐって」(『斯道文庫論集』四六、二〇一一・二、『日本古典書誌学論』(笠間書院、二〇一六)収載、以下「旧稿」と略称)で明らかにした。その後も原表紙と原外題を有する古写本に出会う度に、そのことの確認を続けているのだが、特に訂正を必要とすることは見当たらない。ただし若干の補足が必要であると思われる事柄があるのである。

必要に迫られて定家筆『更級日記』の影印を手にした時、以前から抱いていた疑念が改めて湧いてきた。六半の綴葉装の、原表紙には、中央あたりに直書きで定家が「更級日記」と記している。しかしよく見ると、その文字の位置は中央よりやや左に寄っているのである。題を記すために表紙に貼り付ける題簽のような、位置の目印になるものがあつた訳でもないのに、たまたま少しずれただけと思えば、たいした問題ではないのかもしれない。しかにたまたまにしてはかなり左に寄っているし、同様の事例を少なからず見たことがあるような気もしてきたのである。

定家の単なる癖であるのかもしれないが、中央と左肩の間と

いう微妙な位置には、物語と和歌との中間に位置するもの、というふうな意味合いがあるとも勘ぐりたくないのである。この表紙中央左寄りに位置する定家筆の外題の意味することについて、できるだけ具体例を確認することを通して、検討してみたいと考える。

一 冷泉家時雨亭文庫蔵私家集の確認

このような明文化されていない故実らしきものを、調査する際に大切であるのは、先入観を持って調査しないことである。ともかくえり好みなどせず、無作為にできるだけ多くのデータを集める必要があるのである。幸いに定家が書写・所蔵していた書物は、その子孫である冷泉家にかなり大量に伝わっている。古写本が襲蔵されてきた家から出てしまうと、その本の見栄えをよくし、商品的な価値を高めるために、汚れて傷んだ原表紙が取り去られて、茶道の世界で珍重されるような、金襴や緞子などといった高級な絹織物の裂表紙に改められるのが一般的である。中には、一度外に出てから戻ったのではないかと思われる、そのような事例も存しているものの、冷泉家で襲蔵されて

きたものは、当然ながら本来の姿を留めるものが多いことが期待できるのである。しかも同家蔵書中の善本は、『冷泉家時雨亭叢書』全百卷（朝日新聞社、一九九二―二〇一七）（以下「叢書」と略称）に影印されているのであり、これほど最適な調査対象はないことになる。

そこでその百巻を探ってみると、特に私家集に定家外題が多数存在していることが確認できるのである。

まず冷泉家時雨亭文庫蔵の定家筆の外題と判断できそうなものの中から、その位置が中央よりやや左寄りであると思われるものを整理してみたい。猶、詳しくは旧稿で述べたところであるが、左肩の外題を基本とする歌書の中でも、私家集は中央にあるものが目立ち、鎌倉時代が進むと共に、私家集の地位の上昇と連動してか、左肩に位置することが多くなるという傾向が認められるのである。従って、以下の考察でも、私家集の外題の基本位置は中央であることを前提として、考察を進めていきたい。また、外題の位置が意味することを明らかにするために、本の形態別に提示しておきたい。またその際に、表紙の特徴とその大きさ、書写の大まかな時代については、叢書の解題を参照しつつ明記することとしたい。

冷泉家時雨亭文庫（以下「文庫」と略称）の定家が関与した私家集の装訂は、基本的には綴葉装であるが、表紙の上から糸束や紐で綴じたものも見受けられる。このような糸や紐で綴じたものは、解題もそうであるように「大和綴」と称されることが多いが、この呼び方は綴葉装を指して用いられることもあるので、学術用語としては大いに問題がある。本稿では「結び綴」の称を用いることとしたい。

また結び綴は、最初からの仕立てのものもあるが、綴葉装が糸切れしやすく、ばらばらになりやすい装訂であることもあって、後になって補強のために改められることも少なくない。その糸や紐もしばしば改められるので、それが本来のものであるかどうかの判断は極めて難しい。ましてや現物調査ができたわけではないので、ここでは結び綴が本来のものかどうかは問わないこととしたい。また製作時期を同じくするグループを弁別することなどを目的として、表紙とその大きさ、書写者と大まかな書写の時期、及び叢書の巻数を付記する次第である。

四半本の状況

そもそも文庫の私家集類は、平安期に書写されたものも、勅

撰集などの入集歌であることを示す書き入れである、集付^{しゅうつけ}などを中心に定家が加筆したものが目立ち、それと合わせて定家の時代に表紙およびその外題を加えたと見られるものが多い。定家が関与した私家集を見渡すと、縦型の四半のものは珍しく、枡形の六半のものが大半であることが判る。

叢書巻14「平安私家集一」に納められる、平安中期から後期にかけての一一集はすべて四半である（「貫之集」のみは卷子装に改装されているが、本来の姿で考えた）。また定家の異母姉八条院坊門局の書写になる、巻16「平安私家集三」所収の六集も四半なのである。

巻17・18・19の「平安私家集四、五、六」に納められる、定家等筆あるいは定家監督書写のものでは、17の八集の内「仲文集」・「斎宮女御集」・「伊勢大輔集」の三集のみが四半本である。この他では、巻29「中世私家集五」の「有房中将集」（定家本）も四半である。

これらの中から、定家筆の外題が中央より左に寄った位置にあると認められるものを探すと、以下の四例を挙げることができさる。

「平兼盛集」綴葉装 素紙表紙(二一・九×一三・七
種) 坊門局筆 16

「仲文集」結び綴 蝶丸萩唐草文刷表紙(二一・〇×
一五・四種) 定家監督書写 17

「齋宮女御集」綴葉装 梅枝散し文刷表紙(二〇・〇
×一五・八種) 定家監督書写 17

「有房中将集」綴葉装 墨流表紙(二一・四×一四・
一種) 定家監督書写 27

五島美術館蔵の、後補表紙を有する結び綴で、定家監督書写の「公忠朝臣集」は、「仲文集」と同じ文様で、大きさも二一・二×一五・三種とほぼ等しい原表紙を有しており、裂表紙が邪魔をして位置を正確に把握しづらいものの、やはり左寄りの外題を有している。

同じく冷泉家の外にあるものでは、綴葉装の「金槐和歌集」も、標色表紙の左寄りの位置に定家風の外題が確認できる。⁽³⁾

一方で、定家筆および定家風の外題が中央にあるものを確認してみると、巻14のものでは、粘葉装の「躬恒集」(藍色地金銀雲母砂子散し表紙(一九・〇×一二・四種))、もともと粘葉

装の可能性のある結び綴の「権中納言敦集」(敦忠集)(飛雲雲母引共紙表紙(一九・〇×一二・六種))がある。巻16の坊門局筆本では、承安五年(一二七五)写で綴葉装の「元輔集」(丁子葦手絵表紙(二一・三×一三・八種))や、同じく綴葉装の「源重之集」(素紙表紙(二一・九×一三・九種))に確認できる。巻17の定家監督書写のものでは、綴葉装の「伊勢大輔集」(蝶丸萩唐草文刷表紙(二一・七×一三・八種))が挙げられる。

「西本願寺本三十六人集」に代表されるように、平安時代の私家集は四半で仕立てるのが一般的であったようだが、自家の四半本に対して、定家を加えた外題は、用例数が多くはないものの、中央と左寄りがほぼ拮抗していると言えそうである。とはいえ、四半の定家外題は、坊門局筆本を中心として、定家真筆かどうかの判断が難しいものが多いので、あまり断定的に考えない方が良さそうである。

六半本の状況

定家が関与した六半の私家集は、平安後期写本に加筆したものは巻15の「平安私家集二」に、書写に加わったり、監督して令写したものは、巻17・18・19の「平安私家集四、五、六」に

集中し、巻24「源木工集」(散木奇歌集)もこれに加わる。中期に分類されるものは、巻25の「中世私家集一」にまとめ、「同五」までに散在している。

これらには、左寄りの定家外題を数多く確認することができるのである。

- 「小大君」綴葉装 雲母引素紙表紙(一三・一×一二・八種) 定家加筆平安後期 15
- 「行尊僧正集」綴葉装 紺色表紙(一二・四×一二種) 定家加筆平安後期 15
- 「藤六集」結び綴(綴葉装一折) 四菱繫文刷表紙(一五・九×一四・九種) 定家等筆 17
- 「兼澄集」結び綴 四菱繫文刷表紙(二五・五×一四・七種) 定家等筆 17
- 「惠慶集」(上) 綴葉装 銀切箔散し共紙表紙(二五・三×一四・六種) 定家等筆 17
- 「発心和歌集」綴葉装 蝶丸萩唐草文刷表紙(一六・五×一四・三種) 定家等筆 17
- 「六條修理大夫集」綴葉装 梅枝散し文刷表紙(一七・

一×一三・九種) 定家等筆 18

「主殿集」綴葉装 梅枝散し文刷表紙(一六・四×一

五・七種) 定家等筆 19

「^{宇治}四條宮下野」綴葉装 縹色花樺文刷表紙(一七×

一四・三種) 定家監督書写 19

「^{撰津}前齋院禪子内親王」結び綴(綴葉装) 銀切箔散し共

紙表紙(一五・一×一四・八種) 定家監督書写 19

「中御門大納言殿集」(宗家) 綴葉装⁴⁾ 縹色縦四菱繫文

蠟箋表紙(一四・五×一六・七) 藤原俊成等筆平安

後期 25

また、この他にも、共に綴葉装ながら、表紙が失われて共紙表紙となっている、「賀茂女集」一首無可取哥(一七・〇×一五・一種、定家監督書写18)と、後補表紙の下に元共紙表紙がある、「浄照房」(一五・二×一二・三種、定家監督書写29)も、位置は同様である。また、解題に「おそらく定家の側近が定家の書風を模して記したのであろう」と記される、綴葉装の「傳大納言母上集」(墨流表紙(一五・八×二五・四種)17)も、一応これに加えることができる。さらに、今川氏親に献じた定

家自筆本を、冷泉為和が永正八年（一五一二）に臨模した、綴葉装の「小野宮殿集」（共紙表紙（二六・九×一七・八糎）19）も、外題位置まで模していると思われるものである。

このように事例が多くなると、左寄りとはまでは言えないものの、微妙に左に寄っているように思える以下の様な例も、意識としては、左に寄せたつもりであったのではないかと考えたくなるのである。

- 「江師集」^{匡房卿} 綴葉装 薄茶色地縦四菱繋文刷表紙（一六・八×一四・八糎） 定家等筆 18
- 「左京大夫集」 綴葉装 丁子吹表紙（一五・六×一五・一糎） 定家等筆 18
- 「源木工集」 綴葉装 墨流地銀箔散し表紙（一六・九×一六・七糎） 定家等筆安定二年（一二二八） 24
- 「残集」 綴葉装 縹色縦四菱繋文蠟箋表紙（一七・二×一五・五糎） 平安後期 25
- 「近衛大納言集」 結び綴 縹色四菱繋文蠟箋表紙（一四・〇×一三・〇糎） 俊成筆内題・坊門局筆 25
- 「殷富門院大輔集」 綴葉装 共紙表紙（二六・一×一

四・八糎） 為家筆 26

定家が書写に関与した六半本で、外題が確実に中央だと断定できそうなものは、「叢書」の中には見つけれられないのである。同家を出所とし、現在各所で分蔵されている私家集も少なくの、それらも併せて調べる必要があることはいうまでもない。

- 文化庁蔵の「九条殿御集」（師輔集）（結び綴 縦四菱文刷表紙（一五・一×一四・八糎） 文化遺産オンライン他）、徳川美術館蔵の「基俊」^{復登羅集}（綴葉装 後補表紙の下に原表紙（一五・〇×一五・〇糎） 徳川黎明会叢書）、天理図書館蔵の「実方中将」（綴葉装 蝶丸萩唐草文蠟箋表紙（一五・七×一三・八糎） 天理図書館善本叢書第四卷）、同蔵の「一宮紀伊集」綴葉装 縹色地金銀箔砂子散し表紙（一三・二×一三・七糎） 同）、同蔵の「伊勢集」（綴葉装 下紫雲紙表紙（二六・八×一五・二糎） 同）、大阪青山学園蔵の「成尋阿闍梨母集」（綴葉装 縦四菱繋文刷表紙 貴重古典籍叢刊他）、同蔵で伝西行筆の料紙に唐紙を混用する「為仲朝臣集」（結び綴 墨流表紙 思文閣出版複製）、金沢市立中村記念美術館蔵の「惠慶集」（下巻）（綴葉装 墨流表紙 尊経閣叢刊他）、東京富士美術館の「相

模集」(綴葉装 蝶丸萩唐草刷表紙 古典保存会複製他)など、原表紙を確認できるものだけでも、これほど左寄りの定家外題を見出すことができるのである。

ただしその一方で、大阪青山学園蔵の「興風集」(綴葉装

蝶丸萩唐草文刷表紙(二六・四×一四・九種) 文化遺産オンライン他)や、益田家旧蔵で平安後期写の「一条撰政御集」(結び綴 薄茶色地雲母引表紙 尚古会複製他)等、定家外題が中央にあるものも確認できるのである。

定家真筆でないものを除いたとしても、外題が中央にあった時代との差は極めて大きいと言えるのである。

その他の事例

四半でも六半でもないものに、巻15の「平安私家集二」に、「横綴じ本」としてまとめられた、定家加筆の平安後期写本三点がある。念のためこれらも確認すると、結び綴の「出羽弁集」(未詳色表紙⁵⁾(一四・四×一八・五種)も、左寄りの事例に加えることができる。

他の二点は、「公忠朝臣集」に「道成集」(道済集)を合綴した特殊な結び綴で、金銀箔砂子散し表紙(二二・六×一四・一

種)を有する平安後期写本で、中央に「公忠朝臣集」と定家の外題がある。横綴じ本も四半本と同様に、二種の外題位置が拮抗しているのである。

以上の私家集の確認により、後の加筆を除いて、定家が書写に関与していない四半や横長等の前代の写本では、定家外題の位置が中央と左寄りでは半々程度の割合であったのに、定家が書写に関与した六半のものは、分担したのも書写させたものも、圧倒的に外題が左寄りの位置にあることが判明した。

少なくとも、六半本の私家集の冊子本には、中央やや左寄りの位置に外題を書く、という作法を定家を持っていたことは確かであると思われるのである。

二 私家集以外の定家外題

それでは私家集以外の状況はどうなのであろうか。大いに気になることであるのだが、残念ながら対象となりうる資料は、私家集ほどには豊富でないのである。そもそも私家集以外で定家筆の外題を有するものは極めて希少であり、文庫内にもそれ

ほど多くは残されていない。また文庫外に存する定家本の表紙の多くが、美麗な裂のものに改められているのも前述の通りである。

文庫内で確認できるのは僅かに二点である。一つ目は、定家監督書写のもので、元袋綴装で卷子装に改装されている「寛平御時后宮哥合」である。その共紙原表紙（二八・六×二四糎）49の左寄りに定家が外題を加えているのである。

もう一つは平安末期写の片仮名書きの横本綴葉装で、「恋昔百首和歌」・「宰相中将源朝臣国信卿家歌合」・「四条大納言御作」を合写したものである。その薄茶色地雲母引き金銀砂子散し表紙（一七・五×一四・六糎）49の左寄りに、定家が「源中納言懐旧百首同家哥合」と記している。

僅か二例のみだが、同じ歌書でも歌合作品での左寄せ外題が確認できたことは重要であろう。

文庫以外に存在する定家筆本では、既述したように、『更級日記』がある。改めて確認してみたい。

この本もやはり六半の綴葉装で、紫色地金銀切箔砂子雲霞文表紙（一六・三×一四・八糎）の中央左寄りの位置に、定家の筆で「更級日記」と記されている（『御物更級日記（笠間影印

叢刊』（笠間書院、一九七一）等⁶⁾。歌集ではない作品の事例として極めて貴重であると言える。

幸運なことに、仮名日記の六半綴葉装としては、徳川美術館蔵の「安元御賀日記」も存している。この作品は『安元御賀記』とも呼ばれるが、定家は外題に「日記」と記していることを尊重したい。その菱繋文唐紙表紙（一七・一×一五・五糎）の中央左寄りに定家外題があるのである（『徳川黎明会叢書 古筆手鑑篇五 古筆聚成』（思文閣出版、一九九四））。

定家真筆としてあまりに名高い尊経閣文庫蔵の『土左日記』は、やはり裂表紙に改められているのだが、原表紙を有していた時代に、忠実に模写した本が存在しており、外題の状況も確認できる。池田亀鑑が『古典の批判的処置に関する研究 第一部 土佐日記原典の批判的研究』（岩波書店、一九四二）の第七章で紹介した、東山御文庫蔵本の表紙画像では、はつきりと中央に「土左日記」と定家風の筆跡で外題が記されているのである。後述する理由により、『土左日記』の外題位置の信頼度にはやや不安もあるが、仮名日記の二作品が左寄りの外題を有していることは、やはり注目に値するものと思われる。

仮名日記での事例を相対化するためには、他の散文作品の事

例が欲しいところである。近時「若紫」帖が発見されて話題になったが、定家が書写に関与した『源氏物語』（いわゆる「定家手沢本」）は五帖が存在している。この内の尊経閣文庫蔵の「花ちるさと」と「かしは木」は紺色紙表紙を有しており、その中央に蠟箋の題簽が貼られている。文化庁蔵の「みゆき」と安藤積産株式会社蔵の「早蕨」は、それぞれ異なる裂表紙に改められているが、前者にはやはり同じ蠟箋題簽が中央に貼り直されているのである。新発見の「わかむらさき」は、裂表紙の下に紺色原表紙が保存されており、やはり同様の蠟箋題簽が中央にある。

しかしながら、この題簽は、尊経閣文庫蔵の両帖に附属する古筆了佐（一五七二〜一六六二）の鑑定では、後柏原院宸翰とされ、「みゆき」帖に付された二代畠山牛庵（一六二五〜一六九三）の極札きまふたには、後花園院宸翰とされており、いずれにせよ後代のものなのである。旧稿でも紹介したように、天文元年（一五三二）成立の『塵添盛囊抄』には、「冷泉家之記」として、『源氏物語』の外題は中央に記すとの作法が紹介されており、題簽の有無はともかくとして、外題の位置については、本来の姿を伝えている可能性も高いのである。

物語そのものではないものの、関連する存在として注目できるのが、定家が自身が所有する六半綴葉装の『源氏物語』写本から、各帖末尾の勅物が存する丁のみを破り取って、一冊にまとめた特殊な書物である『奥入』である。今日では『源氏物語』の注釈書として扱われているが、もともとは独立した一書ではなかったのである。ともあれそうして作られた冊子には縹色の表紙が付され、その中央やや左寄りに、定家の文字で「奥入」と記されている。先の『源氏物語』の情況からすると、これを物語の写本の例に加えることは躊躇される。単純な散文物語ではなく、注釈書との認識によって外題を加えた可能性も考えられるからである。

残念ながら散文学作品で指摘できるものは以上である。韻文・散文共に事例が少なすぎて、どこまで一般化できるのかは多分に不安である。しかしながらともかくも、左寄りの外題は私家集に限定されるものではないということは、はっきりと確認できるのである。

三 左寄りという位置の意味

この中央左寄りに外題を書くという行為を、定家はどのような意識で行っていたのであろうか。多くはないものの父俊成にその事例が確認できることから、これが全くの定家の創意によるものでないことは確かである。

俊成書写になる『周防内侍集』の、再生紙である薄墨紙（宿紙）を用いた四半綴葉装本の共紙表紙（二三・五×一八・一糎）14には、特徴ある俊成の手で中央やや左寄りに、「周防内侍集／すわうのななし」と記されている。共紙表紙にやや雑に書かれていること、平仮名で名前を繰り返している点などからすると、正式な外題ではなく、仮のものであった可能性もあるいはするが、その位置はやはり注目に値するのである。

しかしその一方で、同じく俊成筆写本ながら、六半綴葉装の共紙表紙（一五・三×一四・四糎）28に、俊成が「三位中将公衡卿／詠也」と中央に記した例も確認できるのである。こちらにも「詠也」という文言からしても、正式な外題ではなく、心算的に書き加えたものであるのかもしれない。

俊成の事例は多くないので、断定は難しいものの、これらの本の存在を定家が知らなかったとも考え難い。そしてまた知っていたとしても、定家が考えもなくただ「周防内侍集」の書き方を真似た、とも考え難いのである。

外題の位置に関する定家の意識を伝える資料はないものかと考えて思い付くのは、その著作の『下官集』である。この書は定家の仮名遣い説を伝えるものとして知られているが、和歌を書く際の墨継箇所や、一首二行書での改行箇所の注意など、和歌の書式に関する定家の説が書かれてもいる貴重な資料である。それのみではなく、その最初には、冊子を書く際の書き出し位置に関する考えも記されているのだが、この記述は、外題の位置の問題とも連動しているように思えるのである。

該当するのは、一つ書きで「書始草子事」とある項目である。

仮名物多置右枚自左枚書始之／旧女房所書置皆如此先人又
／用之清輔朝臣又用之或自右枚端／書之伊房卿如此下官付
此説模／漢字之摺本之草子右一枚白紙／徒然似無其詮之故
也⁸

やや分かりにくい内容であるが、浅田徹氏に詳細な解説がある⁹⁾ので、これを参照させていただきたい。

冊子本を書くに当たって、見開きのどちらの頁から書くかという作法について述べたものである。「仮名物」は左頁から書くのが普通であり、「旧女房」たちも「先人」（俊成）も清輔朝臣も同様であると述べる。しかし右から始めることもあり、藤原伊房はそうしていたという。定家はその説を採用するが、それは「漢字之摺本之草子」を模しているのだとする。また、右頁が空白になっているのも無駄ではないかと言っている。

この内容が何故外題の位置の問題と関連するのかについては、些か遠回しの説明が必要になる。浅田氏は、定家の記した内容について、具体的かつ丁寧に検討された上で、定家が良しとした右頁始まりについて、「下官集に言う右頁始まりの形を取るの」は、三代集（古今・後撰・拾遺のすべて）と拾遺愚草、また伝定家筆金槐集（『古筆学大成』は模写とする）のみが管見に入った。三代集とそれ以外の歌書とは区別されていたのではな

いだろうか。「時期的な違いと見るよりは、定家が右頁始まりを特別な対象のみに限定して用いたと考える方が説明としては合理的であろう。すると、下官集は勅撰集（あるいは三代集）の書写形式について述べていたのではないという推測が導かれる。後述するように下官集には勅撰集書写を想定するような記事が多く、その可能性は高い」と、定家がこの項目を記述した意図を推定されている。

またこの部分には、「如狭衣／物語ハ／必自左／枚書／流例歟」との頭注が存しているのだが、これについては、

なぜ物語一般の中で狭衣物語が特記されているのかは不明。影印などで確認できる中世の狭衣写本は左頁始まりのものしか見当たらなかった。ここでは、冊子をどちらの頁から書き始めるかという問題が、各々の作品によって「流例」があるような、一般化できない（統一的基準の出せない）事柄と意識されていることになり、書写行為は個別的な「故実」の群に分断されてしまう印象を受ける。

と考察されている。そして最終的に、

この条のみを見ても、故実志向と合理的志向とに定家の志向は分裂しており、そのような多元性をそのまま受け取るほかに下官集の全体像を捉える方法はないように思われる。

とまとめておられるのである。誠に定家の意図することを理解するのは困難なのであるが、本稿の考察で得られた情報などを加味して改めて再検討してみたい。

先ず、この条が「草子」しかも「仮名物」を対象としているということ、それ以外の存在を意識しているということである。卷子と真名物は除外されているのである。その上で、仮名書きの冊子本は、左側から、つまり丁の表から書き始めるのが優勢であることを記している。

実際に、先に考察した私家集では、平安中期書写で定家が加筆を加えたものもとより、俊成や坊門局が書写を行ったものに加えて、定家が書写・監督書写したものほとんどが左始まりであった。¹⁰更に『更級日記』や『安元御賀日記』、『土左日記』などの仮名日記もこれに加えることができ、この書き方が圧倒

的に優勢であったことが確認できるのである。

また定家が頭注で『狭衣物語』について指摘しているのは、私家集などの歌書ばかりではなく、作り物語においても同様であることを付記したかったと考えることもできよう。

定家は、このように左書き出しが優勢であることを確認しておいて、右端から書き始めることもあることを紹介し、入木道の家の世尊寺伊房（一〇三〇〜一〇九六）をその例に挙げ、自分もこれに与すると述べる。そして、その理由として、中国宋版の冊子本が、印刷面を内側になるようにして折ったものを、同じ向きに重ねて、折目付近で糊代けして製本する装訂である、粘葉装（漢籍系では「胡蝶装」と称することが多い）であることを挙げる。また左始まりだと、右側一枚が白紙になって無駄に感じられると、理由の補足をするのである。

根拠がはっきりしない有力な先例を否定して、事由を説明しつつ世尊寺家の説に賛意を示したのである。この宣言は決して軽々しいものとは思えない。しかしそれなのに、定家筆の右始まりのものは、三代集や『拾遺愚草』・『金槐和歌集』くらいしか見いだせないことも、浅田氏が指摘される通りで、これに加える例を見いだせないのである。

言行不一致の誹りを受けても致し方ないようでもあるのだが、鎌倉時代の仮名書き冊子本を広く見渡し、入木道の伝書の記述にも目を向けると、少し見え方が変わってくるようにも思われる。

詳しくは旧稿で述べたので、参照いただきたいが、本稿冒頭にも記したように、入木道の鎌倉時代以降の複数の伝書には、歌書は外題を左端に、物語は中央に書くとの故実が記し留められている。また江戸時代前期頃の伝書『異本持明院殿口伝基時卿』に見えるのだが、物語は左から書き始め、歌集は右側から書き始める故実も確かに存しているのである。旧稿では、鎌倉・南北朝頃の写本を中心にして、これらの故実が概ね守られていることを確認した。

定家が、書き出し位置の違いを、冊子に保存された作品のジャンルと結び付けて考えている節はないものの、頭注に『狭衣物語』のことを書き加えたことにより、不完全なものではあっても、本人の意思とは無関係に、入木道伝書に見える故実の先蹤的な位置を占めることとなっているのである。

そのような見方をすると、私家集は歌集として扱われていなかったのか、ということになってしまうが、私家集は勅撰集等と比較すると、同じ歌書であっても、地位が低い存在であった

らしいことも旧稿で述べたところである。雑纂的な構成で、正式な歌集名もなく、個人名を冠して呼ばれていたような段階を経て、勅撰集の撰集資料とするために、部立等の確たる配列方針を有し、編者によって文芸的な歌集名が付与されるようになる。このような平安期末から鎌倉初期にかけての変革期を経て、私家集の地位が次第に向上していったようなのである。

これも旧稿で述べたことであるが、外題が左肩か中央かということは、その作品が卷子装に保存されるか否かに対応する可能性が高い。卷子装の表紙を裏側から見ると、左肩に外題があるのである。表紙中央にあると、巻いた際に紐を解く位置からは外題が確認できないのである。このように考えると、外題の位置が二つに分かれ、それぞれがその位置にある理由も納得できるのである。

定家が『下官集』の「書始草子事」で言及したのは、基本的に卷子装に保存されないような、当時の目から見ても社会的な地位が低い作品の書き方なのであり、勅撰集のような当然卷子装で書かれる地位の高い作品は最初から除外されていたと考えられるのは、あまりに穿ち過ぎであろうか。そのような見方をすれば、あの難解な記述もある程度理解できるように思われるので

ある。

近時短文に記した⁽¹⁾ことであるが、定家は紀貫之自筆と伝えられる卷子装の『土左日記』を、六半綴葉装に転写したことの意味は決して小さくないように思うのである。

非常に迂遠な考察になってしまったが、稿者は外題が中央と左端との中間ある状態を、定家のジャンル意識と結びつけて考えてみたいのである。平仮名文学作品の両極は、天皇や院の命で編纂される勅撰和歌集を頂点とする和歌作品と、仏教的に罪深い存在とされる作り物語を代表とする物語作品と考えることができる。冊子本の場合、歌書は四半で外題は左肩、書き出しは右側からというのが、最も公式な仕立て方となる。これに対し、物語は六半で外題は中央、書き出しは左側からというのが、基本的な仕立て方であったと言えよう。その両者の間に、様々なジャンルの作品が微妙な距離を取りつつ位置しているのである。歌物語の『伊勢物語』は、外題が左でも中央でもよいというような記述が、入木道書に見えることも旧稿で紹介したし、歴史物語は作り物語よりも格が高く、四半で仕立てられることもあり、外題も両様であることも拙稿で確認した⁽²⁾。仮名日記についてはより詳細な考察が必要だが、やはり中間辺りに位置する

のは確かであろう。そして定家の時代には、平安期の私家集も、歌書でありながら仮名日記に近い位置づけがなされていたとは考えられないだろうか。

おわりに

定家が関与した写本の表紙にしばしば見える、中央やや左寄りの位置にある外題は、息子の為家にも受け継がれたことが確認できる。

その代表格が大阪青山学園蔵の為家筆『土左日記』である。その六半綴葉装の共紙表紙（一六・八×一五・三糎）の、中央やや左寄りに為家は「土左日記」と墨書しているのである。こうなると、定家筆本も原表紙の外題はやはり少し左寄りであったのではないかとも思いたくなるのである。

為家の事例はこればかりではない。俊成監督書写本の副本として為家が書写乃至監督書写した私家集が、「平安私家集十二」巻65に収められており、その内の以下の六半の四集が左寄りの外題を有しているのである。

「小大君」綴葉装一折 共紙表紙（一七・〇×一六・一
種） 為家筆

「伊勢大輔」綴葉装 共紙表紙（二四・七×一四・六
種） 為家監督書写

「肥後集」結び綴（綴葉装） 共紙表紙（二三・八×一
四・九種） 為家筆

「安芸郁芳門院」綴葉装 共紙表紙（二七・〇×一六・
四種） 為家筆

もつとも、ここでも同じ六半綴葉装で為家筆の「二条太皇太后大貳集」（共紙表紙（一四・四×一三・八種））は、中央に外題が記されていたりもする。

ともあれ、為家が父の真似をしていた時期があったことは確かなのである。

「平安私家集十二」と次の十二を中心に、定家の門弟で、定家死後、勅撰集撰者などを巡って為家と競合する関係になった真観書写になる私家集が収められている。十一解説で「真観本私家集」と総称されるそれらは、二二×一五種程度の四半の綴葉装（粘葉装なども）で、美しい蠟箋や栗皮などのしつかりし

た表紙を有しているものが目立つ。そしてその表紙左肩にしつかりと外題が墨書されているのである。定家関与の私家集とは、仕立て方において余りにも距離がありすぎるのである。自家用のものか、献上用のものかなど、書写の目的の違いが仕立てに反映することもあるであろうが、やはり注目すべき差であるといえる。真観本私家集を見ると、私家集の地位向上が完了したと思わざるをえないのである。そしてそれは、中央左寄りに外題を書く書き方の消滅にも繋がっているのではないだろうか。

一方で興味深いのは、「冒頭の一、二丁だけを定家様で書写し」ており、あたかも「いわゆる定家監督書写本」を書写したかのように見えることから、「擬定家本私家集」と称される「猿丸集」以下、都合三十件三十一（擬定家本私家集73解説）が、概ね二三×一六種の四半本で、共紙表紙の左肩に打ち付け書きの外題を有し、本文は裏から始まるという、およそ実際の定家監督書写本とは似付かない仕立てであるということである。これらは、素性不明の藤原資経なる人物によって、正応五年（一二九一）から永仁四年（一二九六）頃に書写された「三十八集三十九帖」（資経本私家集一65解説）の私家集を親本とするらしいことが叢書解題で報告されている通り、形態的にも親本に

引きずられているのである。しかしながら、擬定家本が真観本

の多くと同様に、本文が裏つまり右から始まっているという事実は、『下官集』の定家説に従っているとも解釈できるのである。

定家の説は、自身では徹底されず、次代で尊重されるようになったように見えるのである。ともあれその書物としての仕立て方に、「擬定家本」の非定家性が確認できるのはなんとも皮肉である。

結局、定家の関与した写本の中に、特異な外題の位置のものが目立つことの指摘のみで終わってしまい、その意味するところや、定家の意識などを明確にするまでには至らなかった。

常にきれいな整理ができるわけではないが、さまざまなレベルの書式をも含めた、書物の形態的特徴と、そこに保存される内容との間には相関関係が存しているのである。今回の問題についても検討が続けたいが、これに限らず、多くの古典籍を対象として、今後も考察を続けていきたいと考える。

注

(1) その判断は基本的に「叢書」の解題を参照させていただいた。

(2) 19の定家筆臨模本「斎宮女御集」、および、解題にこれと一具との指摘がある、巻23の「平安私家集十」の「伊勢大輔集」は、後述する理由などにより信頼度が低いものである、ここでは慎重を期して四半本の例からは除外しておきたい。

(3) 『藤原定家所伝本金槐和歌集』（岩波書店、一九三〇）の佐佐木信綱解説によると、外題は後人のものであるとのことであるが、一応挙げておく。

(4) もと綴葉装を定家の時代に結び綴にし、江戸時代に綴葉装に戻したものという。

(5) 解題に「前述した表紙の中央に」とあるものの、当該部分を見いだせない。

(6) 呉文炳編『定家珠芳』（理想社、一九六七）所収『伊勢集』の橋本不美男解説に、「上表紙の中央の左よりからややななめに「伊勢集」定家筆の外題がある。この書法は、御物定家筆『更級日記』と同じである」との指摘がある。

- (7) 『原装影印古典籍複製叢刊 青表紙原本源氏物語 花ちるさと・かしは木』(前田育徳会尊経閣文庫、一九七八)、『定家本源氏物語 行幸・早蕨』(八木書店、二〇一八)参照。「若紫」に関しては、発見の新聞記事などで表紙画像を確認した。
- (8) 引用は、江戸時代に定家筆本を模刻したと思しい、古梓堂旧蔵の井上慶寿(静風)蔵版本を底本とする、浅田徹氏「下官集の諸本―付・大東急記念文庫蔵『定家卿模本』翻刻―」(『国文学研究資料館紀要』二六、二〇〇〇・三)の翻刻に拠った。
- (9) 浅田徹氏「下官集の定家―差異と自己―」(『国文学研究資料館紀要』二七、二〇〇一・三)。
- (10) 先述したように、一具の定家臨模本とされている「斎宮女御集」19と「伊勢大輔集」23は、四半であることも珍しいが、右始まりであることは極めて異質なのである。この両集の取り扱いについては、慎重である必要があるであろうである。
- (11) 拙稿「日記文学はなぜ卷子装から冊子本に書写されたのか」(『古典文学の常識を疑うⅡ』勉誠出版、二〇一九)。
- (12) 「書物としての歴史物語」(拙著『日本古典書誌学論』勉誠出版、二〇一六、所収)。